

# 石巻市創業支援補助金

本市において創業・第二創業(※1)を行う方を支援し、産業の活性化・雇用の確保を図る

ため、必要な経費の一部を補助します。 ※1 第二創業とは個人・法人から後継者として事業を承継すること。

## ◆ 概要

### 金額

- ・ 補助限度額 **100万円** (1事業者)
- ・ 補助率 **3/4**

### 対象者

- ・ これから創業(第二創業)予定のもの
- ・ 1年以内に創業(第二創業)したもの
- ・ 石巻市内で事業を行うもの

※その他の要件もあるため詳細は裏面を確認!

### 対象経費

- ・ 人件費
- ・ 事業費(家賃、設備購入費、広告費など)
- ・ 委託費

※消費税・地方消費税額は対象となりません

### 対象期間

- ・ 交付決定日から1年以内

※年度をまたいで利用する場合は再申請が必要です

## ◆ 補助金交付までの流れ



《お問い合わせ先》

石巻市産業部産業推進課 (〒986-8501 石巻市穀町 14 番 1 号 本庁舎 3 階)

電話:0225-95-1111(内線 3546) メール:isindstr@city.ishinomaki.lg.jp



SDGs未来都市

いしのまき

## ◆ 対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)から(2)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域の需要や雇用を支える事業(第二創業の場合は、市内で事業を営んでいる個人業主及び法人において先代からの事業継承を機に業態転換や新事業・新分野に進出する事業)
- (2) 下記の要件に該当しない事業
  - ・公序良俗に反する又は反するおそれのある事業
  - ・社会通念上、不適切であると判断されうる事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)に規定する風俗営業等)
  - ・過去に同一事業で国の補助制度を活用した事業

## ◆ 対象者

本補助金を申請することができる対象者は、以下の(1)から(6)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ・これから創業(第二創業)を予定している個人または会社など
  - ・本補助金の申請日時時点で1年以内に創業(第二創業)をした個人または会社など
- (2) 創業または第二創業する事業の形態に応じて次のいずれかに該当するもの

事業形態	申請者の住所	創業する場所
個人事業主	市内	市内
会社など	要件なし	市内

- (3) 補助事業期間満了日(交付決定日から1年以内)までに創業または第二創業を完了できるもの
- (4) 「特定創業支援等事業(創業開成塾など)による支援を受けたことの証明書」の交付を受けたもの
- (5) 市税及び国民健康保険税の未納がないもの
- (6) 申請者等が暴力団等の反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係を有していないもの

## ◆ 申請書類

### 【共通】

- (1) 申請書 (2) 事業者概要書[様式2号] (3) 事業計画書[様式3号] (4) 事業予算明細書[様式4号]
- (5) 事業予算明細書検算用 (6) 創業済みの事業者の場合は、会社案内等のパンフレット
- (7) 市税、国保税完納証明書(非課税の場合は課税がないことの証明書) (8) 機械等の調達場合は、カタログ等
- (9) 特定創業支援の認定書 (10) 反社会勢力との関係がない誓約書 (11) その他市長が認める資料

### 【個人】

- (12) 税務署提出の開業届出書の写し(創業前の場合は、住民票抄本)
- (13) 直近3期分の青色(白色)申告書の写し[第二創業の場合のみ]

### 【法人】

- (14) 定款・法人登記事項証明書[全部事項証明書又は現在事項証明書] ※既に創業している場合のみ提出
- (15) 直近3期分の決算書 [第二創業の場合のみ]

## ◆ 審査及び注意点

- (1) 書類審査終了後に申請者本人によるプレゼンテーション審査を実施し、その内容を慎重に判断した上で補助金の交付可否を決定します。このため、**申請したからといって全員に必ず補助金が交付されるわけではありません。**
- (2) **事業完了から5年間は本補助金に関連する資料を保管する必要があるほか、国及び市に事業の状況を報告する義務が生じます。**また、取得価格が5万円以上の財産については処分等につき市の承認が必要となります。

## ◆ 審査の着眼点

- ① 事業の独自性 ② 事業の実現可能性 ③ 事業の収益可能性 ④ 事業の継続性 ⑤ 資金調達の見込

**※その他の詳細や申請方法等は「募集要項」を御確認ください!**